

まず、安倍氏の教育論の前提となる憲法論についてみてみます。

安倍氏は、9月1日に発表した政権公約の中で、「新たな時代を切り開く日本に相応しい憲法の制定」を掲げていますが、そのめざすところは、ずばり憲法9条の改憲による「戦争できる国」です。

安倍氏はまた、改憲に先んじて「集団的自衛権」に関する政府の憲法解釈を変更し、自衛隊が海外で武力行使ができるようにしようとしています。

安倍氏は著書『美しい国へ』の中で、「戦後日本は、60年前の戦争の原因と敗戦の理由をひたすら国家主義

安倍氏の「美しい国」とは、「教育勅語」の精神を復活させることなのか？

シリーズ 1

安倍晋三氏の斬る教育論を

※本稿執筆段階（9月19日）で、次期自民党総裁の最有力候補といわれている安倍晋三官房長官の教育論と教育政策について3回に渡って検証します。

「お国のために命を」

憲法が排除した教育観

青年について、「大義に殉じること」「日本という国の悠久の歴史が続くことを願った」と評価しています。

ここには、「お国のために命を投げ出す国民をつくる」ことを教育の目標にしようとする考え方が如実に表れています。

安倍氏はある調査で、日本の高校生がアメリカや中国の高校生に比べて「国に対して誇りをもっている」比率の低さを嘆き、「教育

の目的は、志ある国民を育て、品格ある国家をつくることだ。そして教育の再興は国家の任である」と述べています。そのため、教育

基本法の改悪のみならず、学校の管理運営、生徒指導の状況などを国の監査官が評価し、問題校には文科大臣が教職員の入れ替えや民営への移管を命じることが

できる制度の導入などを提起しています。これは教育の国家支配そのものです。

戦前、教育勅語は天皇の命令に忠実な「臣民」の育成をはかり、侵略戦争に国民を駆り立てる上で決定的な役割を果たしました。

安倍氏の教育観は、憲法と教育基本法がその出発点で排除した教育観そのものです。

今回は、安倍氏の教育論のうちひとつの問題である「競争と管理」の教育についてみてみます。■
(全教書記長 東森英男)